

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和 7 年 4 月】

【問 8】 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 第一種酸素欠乏危険作業を行う作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の硫化水素の濃度を測定しなければならない。
- (2) し尿を入れたことのあるポンプを修理する場合で、これを分解する作業に労働者を従事させるときは、指揮者を選任し、作業を指揮させなければならない。
- (3) 酸素又は硫化水素の濃度が法定の基準を満たすようにするために酸素欠乏危険作業を行う場所を換気するときは、純酸素を使用してはならない。
- (4) 労働者が酸素欠乏症等にかかったときは、遅滞なく、その旨を当該作業を行う場所を管轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。
- (5) 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行う場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「硫化水素」⇒「酸素」。硫化水素を測定するのは第二種酸素欠乏危険作業。酸欠則第 2 条（定義）、酸欠則第 3 条（作業環境測定等）第 1 項。
- (2) 正しい：酸欠則第 25 条の 2（設備の改造等の作業）。
- (3) 正しい：酸欠則第 5 条（換気）第 2 項。
- (4) 正しい：酸欠則第 29 条（事故等の報告）。
- (5) 正しい：酸欠則第 8 条（人員の点検）第 1 項。

* 解答 * (1)

【令和 6 年 10 月】

【問 7】 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 酸素欠乏とは、空気中の酸素の濃度が 18%未満である状態をいう。
- (2) 第二種酸素欠乏危険作業を行う作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定しなければならない。
- (3) 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行う場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。
- (4) 汚水を入れたことのあるポンプを修理する場合で、これを分解する作業に労働者を従事させるときは、硫化水素中毒の防止について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、作業を指揮させなければならない。
- (5) パルプ液を入れたことのある槽の内部における作業については、酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：酸欠則第 2 条（定義）。
- (2) 正しい：酸欠則第 3 条（作業環境測定等）。
- (3) 正しい：酸欠則第 8 条（人員の点検）。
- (4) 正しい：酸欠則第 25 条の 2（設備の改造等の作業）。
- (5) **誤り**：「酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者」⇒「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者」。パルプ液を入れたことのある槽の内部における作業は、第 2 種酸素欠乏危険作業に該当するため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。安衛令別表第 6 ③の 3、酸欠則第 11 条第 1 項（作業主任者）。

* 解答 * (5)

【令和 6 年 4 月】

【問 8】 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 酸素欠乏とは、空気中の酸素の濃度が 18%未満である状態をいう。
- (2) 第二種酸素欠乏危険作業を行う作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定しなければならない。
- (3) 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行う場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。
- (4) 汚水を入れたことのあるポンプを修理する場合で、これを分解する作業に労働者を従事させるときは、硫化水素中毒の防止について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、作業を指揮させなければならない。
- (5) パルプ液を入れたことのある槽の内部における作業については、酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：酸欠則第 2 条（定義）。
- (2) 正しい：酸欠則第 3 条（作業環境測定等）。
- (3) 正しい：酸欠則第 8 条（人員の点検）。
- (4) 正しい：酸欠則第 25 条の 2（設備の改造等の作業）。
- (5) **誤り**：「酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者」⇒「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者」。パルプ液を入れたことのある槽の内部における作業は、第 2 種酸素欠乏危険作業に該当するため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。安衛令別表第 6③の 3、酸欠則第 11 条第 1 項（作業主任者）。

解答 (5)

【令和 5 年 4 月】

【問 6】 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 酸素欠乏とは、空気中の酸素の濃度が18%未満である状態をいう。
- (2) 海水が滞留したことのあるピットの内部における作業については、酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。
- (3) 第一種酸素欠乏危険作業を行う作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定しなければならない。
- (4) 酸素又は硫化水素の濃度が法定の基準を満たすようにするために酸素欠乏危険作業を行う場所を換気するときは、純酸素を使用してはならない。
- (5) し尿を入れたことのあるポンプを修理する場合で、これを分解する作業に労働者を従事させるときは、指揮者を選任し、作業を指揮させなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：酸欠則第2条（定義）。
- (2) **誤り**：「酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者」⇒「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者」。海水が滞留したことのあるピットの内部における作業は、第2種酸素欠乏危険作業に該当するため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。安衛令 別表第6 ③の3、酸欠則第11条第1項（作業主任者）。
- (3) 正しい：酸欠則第3条（作業環境測定）。
- (4) 正しい：酸欠則第5条（換気）第2項。
- (5) 正しい：酸欠則第25条の2（設備の改造等の作業）。

解答 (2)

【令和 4 年 10 月】

- 【問 8】 酸素欠乏症等防止規則等に基づく措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- （１）汚水を入れたことのあるポンプを修理する場合で、これを分解する作業に労働者を従事させるときは、硫化水素中毒の防止について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、作業を指揮させなければならない。
 - （２）酒類を入れたことのある醸造槽の内部における清掃作業の業務に労働者を就かせるときは、酸素欠乏危険作業に係る特別の教育を行わなければならない。
 - （３）酸素欠乏危険作業を行う場所において、爆発、酸化等を防止するため換気を行うことができない場合には、送気マスク又は防毒マスクを備え、労働者に使用させなければならない。
 - （４）酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、常時作業の状況を監視し、異常があったときに直ちに酸素欠乏危険作業主任者及びその他の関係者に通報する者を置く等異常を早期に把握するために必要な措置を講じなければならない。
 - （５）第一鉄塩類を含有している地層に接する地下室の内部における作業に労働者を従事させるときは、酸素欠乏の空気が漏出するおそれのある箇所を閉そくし、酸素欠乏の空気を直接外部へ放出することができる設備を設ける等酸素欠乏の空気の流入を防止するための措置を講じなければならない。

▶▶解説◀◀

- （１）正しい：酸欠則第 25 条の 2（設備の改造等の作業）。
- （２）正しい：酸欠則第 12 条（特別の教育）。
- （３）**誤り**：「送気マスク又は防毒マスク」⇒「空気呼吸器等（空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクをいう）」。**防毒マスクは酸素欠乏危険作業には絶対に使用してはならない。**酸欠則第 5 条の 2（保護具の使用等）。
- （４）正しい：酸欠則第 13 条（監視人等）。
- （５）正しい：酸欠則第 25 条（地下室等に係る措置）。

* 解答 * （３）

【令和 3 年 4 月】

【問 8】 次の作業のうち、法令上、第二種酸素欠乏危険作業に該当するものはどれか。

- (1) 雨水が滞留したことがあるピットの内部における作業
- (2) ヘリウム、アルゴン等の不活性の気体を入れたことのあるタンクの内部における作業
- (3) 果菜の熟成のために使用している倉庫の内部における作業
- (4) 酒類を入れたことのある醸造槽の内部における作業
- (5) 汚水その他腐敗しやすい物質を入れたことのある暗きよの内部における作業

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (4) 該当しない
- (5) **該当する** : 安衛令第 6 条（作業主任者を選任すべき作業）別表 6 ⑨。

解答 (5)

【令和 2 年 10 月】

【問 7】 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) し尿を入れたことのあるポンプを修理する場合で、これを分解する作業に労働者を従事させるときは、指揮者を選任し、作業を指揮させなければならない。
- (2) 汚水を入れたことのあるピットの内部における清掃作業の業務に労働者を就かせるときは、第一種酸素欠乏危険作業に係る特別の教育を行わなければならない。
- (3) 爆発、酸化等を防止するため、酸素欠乏危険作業を行う場所の換気を行うことができない場合には、空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクを備え、労働者に使用させなければならない。
- (4) タンクの内部その他通風が不十分な場所において、アルゴン等を使用して行う溶接の作業に労働者を従事させるときは、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18%以上に保つように換気し、又は労働者に空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを使用させなければならない。
- (5) 第一種酸素欠乏危険作業を行う作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素濃度を測定しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：酸欠則第 25 条の 2（設備の改造等の作業）。
- (2) **誤り**：「第一種酸素欠乏危険作業に係る」 ⇒ 「第二種酸素欠乏危険作業に係る」。設問の「汚水を入れたことのあるピットの内部における清掃作業の業務」は第二種酸素欠乏危険場所（安衛令別表第 6 ⑨）に該当するため、教科科目には硫化水素中毒に関する事項が含まれる第二種酸素欠乏危険作業特別教育を行わなければならない。酸欠則第 12 条（特別の教育）。
- (3) 正しい：酸欠則第 5 条の 2（保護具の使用等）。
- (4) 正しい：酸欠則第 21 条（溶接に係る措置）第 1 項第 1 号、第 2 号。
- (5) 正しい：酸欠則第 3 条第 1 項（作業環境測定等）。

* 解答 * (2)

【令和 2 年 4 月】

【問 8】 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 第一種酸素欠乏危険作業を行う作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定しなければならない。
- (2) 第二種酸素欠乏危険作業を行う作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定しなければならない。
- (3) 海水が滞留したことのあるピットの内部における作業については、酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。
- (4) 酸素又は硫化水素の濃度が法定の基準を満たすようにするため、酸素欠乏危険作業を行う場所の換気を行うときは、純酸素を使用してはならない。
- (5) 爆発、酸化等を防止するため、酸素欠乏危険作業を行う場所の換気を行うことができない場合には、空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクを備え、労働者に使用させなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：酸欠則第 3 条（作業環境測定等）第 1 項。
- (2) 正しい：酸欠則第 3 条（作業環境測定等）第 1 項。
- (3) **誤り**：「酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者」⇒「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者」。海水が滞留したことのあるピットの内部における作業は、硫化水素が発生するおそれのある第 2 種酸素欠乏危険作業である。酸欠則第 11 条第 1 項。
- (4) 正しい：酸欠則第 5 条（換気）第 2 項。
- (5) 正しい：酸欠則第 5 条の 2（保護具の使用等）第 1 項。

解答 (3)

【令和元年 10 月】

【問 8】 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) し尿を入れたことのあるポンプを修理する場合で、これを分解する作業に労働者を従事させるときは、指揮者を選任し、作業を指揮させなければならない。
- (2) 汚水を入れたことのあるピットの内部における清掃作業の業務に労働者を就かせるときは、第一種酸素欠乏危険作業に係る特別の教育を行わなければならない。
- (3) 爆発、酸化等を防止するため、酸素欠乏危険作業を行う場所の換気を行うことができない場合には、空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクを備え、労働者に使用させなければならない。
- (4) タンクの内部その他通風が不十分な場所において、アルゴン等を使用して行う溶接の作業に労働者を従事させるときは、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を 18%以上に保つように換気し、又は労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。
- (5) 第一種酸素欠乏危険作業を行う作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素濃度を測定しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：酸欠則第 25 条の 2（設備の改造等の作業）。
- (2) **誤り**：「第一種酸素欠乏危険作業に係る」⇒「第二種酸素欠乏危険作業に係る」。設問の「汚水を入れたことのあるピットの内部における清掃作業の業務」は第二種酸素欠乏危険場所（安衛令別表第 6 ⑨）に該当するため、教科科目には硫化水素中毒に関する事項が含まれなければならない。酸欠則第 12 条（特別の教育）。
- (3) 正しい：酸欠則第 5 条の 2（保護具の使用等）。
- (4) 正しい：酸欠則第 21 条（溶接に係る措置）第 1 項第 1 号、第 2 号。
- (5) 正しい：酸欠則第 3 条第 1 項（作業環境測定等）。

解答 (2)

【平成 30 年 10 月】

【問 8】 次の作業のうち、法令上、第二種酸素欠乏危険作業に該当するものはどれか。

- （１） 汚水その他腐敗しやすい物質を入れたことのある暗きよの内部における作業
- （２） 相当期間密閉されていた鋼製のタンクの内部における作業
- （３） 果菜の熟成のために使用している倉庫の内部における作業
- （４） 第一鉄塩類を含有している地層に接するたて坑の内部における作業
- （５） ドライアイスを使用して冷蔵を行っている保冷貨物自動車の内部における作業

▶▶解説◀◀

- （１） **該当する**：安衛令第 6 条（作業主任者を選任すべき作業）別表 6、第 9 号。酸欠則第 2 条（定義等）。
- （２）（３）（４）（５） 該当しない

＊解答＊ （１）

【平成 30 年 4 月】

【問 6】 酸素欠乏症等の防止等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、空気呼吸器等とは、空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクをいう。

- (1) 第一種酸素欠乏危険作業については、その日の作業開始後速やかに、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定しなければならない。
- (2) 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、労働者をその場所から退避させなければならない。
- (3) 酸素欠乏症等にかかった労働者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。
- (4) タンクの内部その他通風が不十分な場所において、アルゴン等を使用して行う溶接の作業に労働者を従事させるときは、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を 18%以上に保つように換気し、又は労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。
- (5) 労働者が酸素欠乏症等にかかったときは、遅滞なく、その旨を当該作業を行う場所を管轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：第 1 種酸素欠乏危険作業を行う作業場では、その日の作業を開始する前に酸素濃度の測定を行わなければならない。酸欠則第 3 条（作業環境測定）第 1 項。
- (2) 正しい：酸欠則第 14 条（退避）第 1 項。
- (3) 正しい：酸欠則第 16 条（救出時の空気呼吸器等の使用）第 1 項。
- (4) 正しい：酸欠則第 5 条（換気）第 1 項。
- (5) 正しい：酸欠則第 29 条（事故等の報告）。

解答 (1)